



報道関係者 各位

平成26年9月18日

【照会先】

栃木労働局 職業安定部職業安定課

職業安定課長 北村 順子

課長補佐 松本 勝彦

(電話) 028-610-3558

(FAX) 028-637-8609

茂木町役場に一体的実施施設「もてぎジョブセンター」を開設します。

～茂木町と栃木労働局が就労支援について協定締結～

茂木町(町長 古口達也)と栃木労働局(局長 堀江雅和)は、若年者、中高年齢者生活困窮者などをはじめとして広く就職を目指す者等に対する就労支援を一体的に実施するため、平成26年9月24日に協定を締結することとしました。

この協定を受け、10月2日より、茂木町役場庁舎北側に茂木町就労支援連携事業実施施設である「もてぎジョブセンター」を開設し、町の雇用開拓専門員による企業情報の収集・求人要請、ハローワークの職業相談員による職業相談・職業紹介・求人情報の提供等のきめ細かな就労支援、企業の人材確保支援を実施します。

【協定書調印式】

- 日 時 平成26年9月24日(水) 午前10時～
- 場 所 茂木町役場 2階 公室
- 調 印 者 茂木町町長 古 口 達 也
栃木労働局長 堀 江 雅 和
- 協定の概要 裏面のとおりに

協定の概要

1 目的

住民の福祉の増進と雇用の促進に資する観点から、茂木町が行う企業情報の収集と求人要請、ハローワークの職業相談・職業紹介・求人開拓等を一体的に行うことにより、求職者の早期就職、人材確保による事業所の活性化を目指すものです。

2 内容

(1) 茂木町就労支援連携事業の実施

【主な事業内容】

- 職業相談及び職業紹介、求人情報の提供
- 就労促進・生活援助に資する相談
- 就職支援セミナーの開催
- 企業情報の収集、求人開拓
- 合同就職面接会の開催
- 事業所見学会の開催

(2) 茂木町役場庁舎北側に「もてぎジョブセンター」を開設

(協定締結に係る参考情報)

- ・平成 25 年 6 月 27 日
宇都宮市と栃木労働局が生活保護受給者等の就労による自立を一体的に支援する協定を締結
- ・平成 26 年 9 月 24 日
茂木町と栃木労働局が茂木町就労支援連携事業を一体的に実施するための協定を締結

もてぎジョブセンターの概要

- 設置場所 茂木町役場庁舎北側別棟
- 実施体制
ハローワークの職員（職業相談員） 2名
茂木町の職員（雇用開拓専門員） 2名
(窓口以求人情報を閲覧できる端末を2台設置)
- 開所日 月曜日から金曜日（祝日を除く）
午前8：30～午後5：15